



福岡県医発第1716号(保)

平成14年12月20日

各医師会長殿

福岡県医師
会長 関原



福岡県特別養護老人ホーム入所指針について

平成14年8月23日付け福岡県医発第930号(保)において介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について通知いたしておりましたが、これに伴い、福岡県においては、別紙のとおり「福岡県特別養護老人ホーム入所指針」を福岡県老人福祉協議会と共同で作成した旨福岡県保健福祉部高齢者福祉課より通知がありましたので、お知らせいたします。

特別養護老人ホームの入所については、従来申し込み順とする取り扱いが一般的でしたが、今後は、この指針に基づいて、入所の必要性の高い方からが決定されます。

なお、福岡県内のうち、北九州市と福岡市の区域に係る特別養護老人ホームについては、本指針と別の指針(別紙をご参照願います。)に基づき入所が決定されます。

記

※指針の主な内容

1. 入所申込みは、統一様式である「様式1 入所申込書」で行うこと。
2. 特養職員等による面談等の方法で、申込者の状況把握を行うこと。
3. 各特養に入所検討委員会を設置し、この委員会が必要度の判定を行うこと。
4. 委員会は、必要度を入所判定基準(①本人の状況②介護サービス等の利用状況③介護者等の状況④特記事項)に基づいて点数化し、点数の高い順に入所優先順位名簿を作成すること。
5. 入所は、入所優先順位名簿により決定されること。

(公印省略)

1 4 高 第 5 6 9 号

平成14年12月16日

福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部高齢者福祉課長
(福祉施設係)

福岡県特別養護老人ホーム入所指針について

このことについて、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)が改正され、福岡県においては、別紙のとおり「福岡県特別養護老人ホーム入所指針」を福岡県老人福祉施設協議会と共同で作成しました。

特別養護老人ホームの入所については、従来申込み順とする取り扱いが一般的でしたが、今後は、この指針に基づいて、入所の必要性の高い方から入所が決定されますので、お知らせします。

なお、福岡県内のうち、北九州市と福岡市の区域に係る特別養護老人ホームについては、本指針とは別の指針に基づき入所が決定されますので、それぞれにご確認ください。

【指針の主な内容】

- 1 入所申込みは、統一様式である「様式1 入所申込書」で行うこと。
- 2 特養職員等による面談等の方法で、申込者の状況把握を行うこと。
- 3 各特養に入所検討委員会を設置し、この委員会が必要度の判定を行うこと。
- 4 委員会は、必要度を入所判定基準(①本人の状況②介護サービス等の利用状況③介護者等の状況④特記事項)に基づいて点数化し、点数の高い順に入所優先順位名簿を作成すること。
- 5 入所は、入所優先順位名簿により決定されること。



改正後	現行
(入退所) 第六条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。 2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスを提供を拒んではならない。 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 4 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 5 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。 6 指定介護老人福祉施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。	(入退所) 第六条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。 2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスを提供を拒んではならない。 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。 5 指定介護老人福祉施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。

福岡県特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、入所必要性の高い者が円滑に入所できることを目的とする。

2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3 入所申込みの方法及び状況把握

- (1) 施設への入所申込みは、入所申込書（様式1）によって行うものとする。
- (2) 施設は、入所申込者の状況を面談等の方法によって把握し、調査票（様式2）を作成する。

4 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所決定に係る事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員と施設外の第三者で構成するものとする。
- (3) 委員会は、入所評価基準（別表）に基づき、次のとおり入所必要性の評価を行い、入所申込者の優先順位を決定する。

ア 入所必要性の評価

評価は次の項目ごとに点数化し、評価票（様式3）に整理する。

- (ア) 本人の状況
- (イ) 介護サービス等の利用状況
- (ウ) 介護者等の状況
- (エ) 特記事項

イ 入所優先順位名簿

評価合計点数の高い順に、入所優先順位名簿（以下「名簿」という。）を作成する。名簿は毎年2回、4月1日及び10月1日現在でそれぞれ作成するものとする。

なお、委員会が必要と認めた場合は、年3回以上名簿の作成を行うものとすることができる。

- (4) 委員会は、審議の内容を議事録としてまとめ、これを2年間保管しなければならない。また、市町村又は県から求めがあった場合には、上記の議事録を提出しなければならない。
- (5) 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 入所者の決定

- (1) 施設は、委員会が作成した名簿により入所者を決定する。
- (2) 入所申込者が次のア又はイに該当する場合は、委員会は名簿によらず、入所を決定すること

ができる。

ア 緊急性

(ア)介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要する場合

(イ)災害時

(ウ)在宅復帰、又は長期入院した者について再入所が必要と認められる場合

(エ)その他、特段の緊急性が認められる場合

イ 老人福祉法第11条に定める措置委託による場合

(3) 施設は、次の事情がある場合は、入所優先順位を変更することができる。この場合は次の委員会に報告し、承認を得なければならない。

ア 部屋単位の男女別構成により入所が困難な場合

イ 痴呆専門床等ベッドの特性により入所が困難な場合

ウ その他、適切な処遇の確保ができない恐れのある場合

(4) 入所申込者が自己都合（入院等やむを得ない場合を除く。）により入所を辞退した場合は、名簿からの削除を行う。

なお、名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて申込手続きを行わなければならない。

6 適正運用

(1) 施設は、この指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

(2) 施設は、申込者及び家族等に対して入所優先順位決定方法等について十分に説明を行わなければならない。

(3) 県及び関係市町村は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

7 その他

(1) 市町村及び関係団体等が、各市町村に在する施設を対象として、この入所指針と同様の趣旨で指針を作成する場合は、これを尊重する。

(2) 旧措置待機者（要介護1以上の者に限る。）で入所を希望する者は、入所指針に従って入所申込みを行い、名簿の上位に置くこととする。但し、入所が可能になったにもかかわらず入所を辞退した場合は、以後、旧措置待機者として取り扱わない。

(3) この入所指針は、必要に応じて見直すものとする。その場合は、県、市町村及び福岡県老人福祉施設協議会の三者で協議するものとする。

(4) この入所指針は、平成15年1月1日から適用する。施設は、その運用を平成15年4月1日までに開始するものとする。

特別養護老人ホームの入所評価基準

I 本人の状況		
①要介護度		
要介護 5		30点
要介護 4		25点
要介護 3		20点
要介護 2		15点
要介護 1		10点
②痴呆度（要介護度 1～3 を加算対象とする）問題行動がほぼ毎日ある		10点
週 1～2 回程度ある		5点
II 介護サービス等の利用状況		
①在宅の場合		
居宅サービス利用状況（注 1）		
6割以上		15点
4割以上 6割未満		10点
4割未満		5点
②介護老人保健施設等施設や病院等に入所している場合（注 2）		5点
III 介護者等の状況		
①単身世帯で介護者がいない場合		35点
②上記以外の場合		
ア 世帯の状況		
単身者		7点
高齢者のみ世帯		4点
上記以外		1点
イ 主たる介護者の年齢		
75歳以上		7点
65歳以上		4点
65歳未満		1点
ウ 主たる介護者の障害や疾病のため（注 3）		
介護困難		7点
多少困難		4点
介護可能		1点
エ 主たる介護者が複数介護・育児・就労している		5点
オ 他の家族・近隣者等の介護支援（注 4）		
介護支援なし		7点
介護支援が随時あり		4点
介護支援が常時あり		1点
IV 特記事項		
①入所判定委員会の判断による加点（注 5）		20点

（注 1）居宅サービスの利用率については、居宅サービス（訪問介護・訪問看護・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション）の要介護度 1～5 の区分支給限度基準額の合計を 5 で除した数値で算出する。

（注 2）該当する施設等は、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・養護老人ホーム・グループホーム・救護施設等とする。

軽費老人ホーム及び有料老人ホームの入所者は①在宅の場合を適用する。（但し特定施設入所者生活介護の利用者は②介護老人保健施設や病院等に入所している場合を適用する。）

（注 3）主たる介護者の障害や疾病については、要支援以上の状態である場合も考慮する。

（注 4）「常時あり」は週 4 日程度以上、「随時あり」は週 1～3 日程度を目安とし、1 日あたりの目安が 2 時間以上又は頻回以上とする。

（注 5）特記事項による加点は、1 項目 5 点で、4 項目を上限とする。

《特記事項により加点事例》

- ・家族等の介護拒否
- ・遠距離介護
- ・長期間に渡る介護
- ・施設などに入所しており、退所を迫られている場合
- ・入所の待機期間（但し、平成 15 年度のみの経過措置）
- ・住環境が適していないため、十分な介護が困難な場合
- ・経済的理由により居宅サービスの利用率が点数に反映されない場合
- ・在宅での医療的処置が必要な場合
- ・点数化では評価できない痴呆等
- ・その他

入 所 申 込 書

申込年月日		平成 年 月 日		受付番号			
入 所 申 込 者	フリガナ			明治 - 大正 - 昭和		性別	男・女
	氏 名			生年月日	年 月 日 (歳)		
	住 所	郵便番号(-)			電話番号	()	
	連絡先	郵便番号(-)			電話番号	()	
	介護認定	申請(更新・変更)中・済			被保険者番号		
	要介護度	1・2・3・4・5			有効期間		
	現在の住居	☐ 自宅 ☐ 老人保健施設 ☐ 療養型医療施設 ☐ 特別養護老人ホーム ☐ 養護老人ホーム ☐ 軽費老人ホーム ☐ ケアハウス ☐ グループホーム ☐ 生活支援ハウス ☐ 一般病院 ☐ その他() 平成 年 月頃より 施設名【 】					
家 族 ・ 申 込 者	フリガナ			続 柄	備 考		
	氏 名						
	住 所	郵便番号(-)			電話番号	()	
	連絡先1	郵便番号(-)			電話番号	()	
居 宅 支 援 事 業 者	連絡先2	郵便番号(-)			電話番号	()	
	事業所名				事業者番号		
	住 所	郵便番号(-)			電話番号	()	
	フリガナ			備 考			
他 施 設 の 申 込 状 況	施設名1				申込 予定・済	(申込時期 年 月頃)	
	施設名2				申込 予定・済	(申込時期 年 月頃)	
	施設名3				申込 予定・済	(申込時期 年 月頃)	
入所希望時期		☐ 今すぐ入所したい ☐ 平成 年 月頃入所したい					

【説明確認及び同意書】

次の事項について施設から説明を受けました。

- 入所申込から契約までの必要な手続き及び入所にあたっての注意事項についての説明。
- 入所申込者の入所優先順位決定方法についての説明。
- 入所優先順位の見直しについての説明。
- 申込書の内容に変化があった場合は、施設に連絡することについての説明。

入所が可能になったにもかかわらず、自己都合により入所を辞退した場合は、入所優先順位名簿から削除されることに同意します。

優先入所制度の適正な運用のため、この申込書及び調査票の内容を行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。

上記に記入している申込み済(予定)の特別養護老人ホーム間でこの申込書の内容及び調査票の内容を提供することに同意します。

平成 年 月 日 氏名 印(続柄)

施設 記入	担当者名		職 種	施設長・相談員・ケアマネ・その他()
	備 考			

調査票

調査年月日	平成 年 月 日	受付番号			
フリガナ		男・女	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日(歳)	
入所申込者名					
本人の状況	介護認定	申請(更新・変更)中・済		被保険者番号	
	要介護度	1・2・3・4・5		痴呆の問題行動	
	認定有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
	身体障害者手帳・原爆手帳等の有無			有・無	
介護サービス等の利用状況	現在の住居	☐ 自宅 ☐ 老人保健施設 ☐ 療養型医療施設 ☐ 特別養護老人ホーム ☐ 養護老人ホーム ☐ 軽費老人ホーム ☐ ケアハウス ☐ グループホーム ☐ 生活支援ハウス ☐ 一般病院 ☐ その他()			
	居宅介護サービス	☐ 訪問介護 単位 ☐ 訪問入浴介護 単位 ☐ 訪問看護 単位 ☐ 訪問リハ 単位	☐ 通所介護 単位 ☐ 通所リハ 単位 ☐ 短期入所生活介護 単位 ☐ 短期入所療養介護 単位		
	利用状況	上記合計	単位 ÷ 25848 × 10 = 割		
	介護者等の状況	介護者1	フリガナ	同居・別居	
			氏名		
続柄			年齢	歳	
住所			〒		
介護者2		フリガナ	同居・別居		
		氏名			
	続柄	年齢	歳		
	住所	〒			
介護者の障害・疾病等		☐ 介護困難 ☐ 多少困難 ☐ 介護可能			
複数介護・育児・就労		☐ 無し ☐ 有り			
他の介護協力		☐ ほとんど無し ☐ 随時有り ☐ 常時有り			
特記事項	長期にわたる介護	☐ 理由:			
	施設等からの退所	☐ 理由:			
	介護への姿勢	☐ 理由:			
	住環境問題	☐ 理由:			
	居宅サービス利用状況	☐ 理由:			
	特に考慮すべき痴呆症状	☐ 理由:			
	在宅における医療的処置	☐ 理由:			
	その他	☐ 理由: ☐ 理由:			
備考					

調査担当者名		事業所名	電話番号 ()
施設受付担当者名		職種	施設長 生活相談員 ケアマネ その他()

評 価 票

被保険者番号				受付番号			
フリガナ				明治 大正 昭和			
入所申込者		男・女		生年月日		年 月 日	
入 所 判 定 基 準		点 数					
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
本人の 状況	要介護度	点	点	点	点	点	点
	問題行動	点	点	点	点	点	点
介護の 必要性	① 居宅サービス利用量	点	点	点	点	点	点
	② 施設・病院に入所・入院	点	点	点	点	点	点
介護者等 の状況	① 単身世帯で介護者なし	点	点	点	点	点	点
	② ①以外						
	世帯の状況	点	点	点	点	点	点
	主たる介護者の年齢	点	点	点	点	点	点
	介護者の障害や疾病	点	点	点	点	点	点
	複数介護・育児・就労	点	点	点	点	点	点
	その他の介護支援	点	点	点	点	点	点
特記事項	チェック項目	長期にわたる介護					
		施設等からの退所					
		介護への姿勢					
		住環境問題					
		居宅サービス利用状況					
		特に考慮すべき痴呆症状					
		在宅における医療的処置					
		その他					
	特記事項 小計	点	点	点	点	点	点
合 計		点	点	点	点	点	点

備 考	1回目	
	2回目	
	3回目	
	4回目	
	5回目	
	6回目	

北九州市特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)の入所に関する統一基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を図り、施設の入所希望者が円滑に入所できることを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、要介護1～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3 入所の申込み

(1) 申込方法

入所の申込みは、特別養護老人ホーム利用申込書に、介護保険被保険者証を添付して、原則として本人又は家族が、直接入所希望の施設に対して行う。

(2) 受付簿の作成

申請書を受付した施設は、その内容が適正であるかを判断した後受理し、受付簿を作成しなければならない。また、申込の辞退や他施設への入所等の事由が生じた場合は、受付簿にその内容を記録しなければならない。

(3) 重複申込

申込者は、入所を希望する施設において入所申込みをする際、他施設を同時に申し込むことができる。その際、最初に申込みを受けた施設は、申込者が希望する他の施設へその都度申込書を転送するものとする。

複数の施設への申込者は、原則として、最初に入所の順番がきた施設に入所するものとする。

4 入所優先順位決定の手続き

(1) 入所検討会議

① 施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、入所検討会議(以下「検討会議」という。)を設置しなければならない。

② 検討会議は、施設長・生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等で構成する。

③ 検討会議は、入所順位優先者名簿(以下「優先者名簿」という。)に、別表(入所判定基準)に基づく評価を基本とし、特記事項も総合的に勘案した結果、入所優先度の高い者から順番に登載する。

④ 検討会議は、審議した内容を記録し、これを2年間保存するものとする。

(2) 入所調整委員会

① 北九州市老人福祉施設協議会は、各施設の入所順位決定過程の透明性・公平性を確保するために、当分の間、入所調整委員会(以下「調整委員会」という。)を設置する。

② 施設は、検討会議で調整した優先者名簿について、調整委員会に意見を聞かなければならない。

③ 施設は、原則として調整委員会の意見に基づいて、優先者名簿の確定を行う。

④ 優先者名簿の有効期間は6ヶ月間とする。

⑤ 委員会は、原則として年2回(半年に1度)開催するものとする。

⑥ 委員会の組織及び事務内容等は、別に定める。

5 入所者の決定

施設は、確定した優先者名簿に基づき入所者の決定を行うが、以下の事項に該当する場合は、検討会議の合議により入所順位を変更することができる。

① 性別(部屋単位の男女別構成)

② ベッドの特性(痴呆専用床等)

6 特例事由による入所決定

施設は、次に掲げる場合は、調整委員会への意見を聴取することなく、検討会議の合議により入所を決定することができる。

① 老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託による場合

② 家族や介護者の事由等により、早急な入所が必要な場合

7 その他

(1) 旧措置待機者について

旧措置待機者については、指針に基づく入所優先度によらず、優先者名簿の上位に置くものとする。なお、次回、入所の順番がきたにもかかわらず辞退した者については、旧措置待機者名簿より削除することができる。

(2) 入所しない場合の取扱について

入所の順番が到来したにもかかわらず、申込者の都合により、入所しない場合は、受付簿及び優先者名簿から削除することができる。

8 適正運用

(1) 施設は、この指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

(2) 市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言・指導を行うものとする。

対象 生活	領域 ADL等	利用者				介護者・社会資源		
		自立	部分自立	全介助	部分介助	全面介助	無	
移動	離床	自力で布団・ベッドから離れられる	離床に際し何らかの手助けが必要	全くできない	離床に際してできない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者がいない	
	食卓移動	自力で食事場所へ移動できる	食事移動の際、何らかの手助けが必要	全くできない	食事移動の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者がいない	
	入浴移動	自力で入浴場所へ移動できる	入浴移動の際、何らかの手助けが必要	全くできない	入浴移動の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
	トイレ移動	自力でトイレへ移動できる	トイレ移動の際、何らかの手助けが必要	全くできない	トイレ移動の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
	屋外移動	自力で屋外を移動できる	屋外移動の際、何らかの手助けが必要	全くできない	居室移動の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
食事	準備・調理	自力で食事の用意ができる	食事の用意に、何らかの手助けが必要	全くできない	食事用意の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
	摂食	自力で食事摂食ができる	摂食に何らかの手助けが必要	全くできない	摂食の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
排泄	意識	排尿・排便意識がある	時々失敗等、意識に手助けが必要	全くできない	声かけ等時々意識を理解させる	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
	行為	自力で排泄行為ができる	排泄行為に、何らかの手助けが必要	全くできない	排泄行為の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
身体 清潔	着脱	自力で着脱行為ができる	着脱の際、何らかの手助けが必要	全くできない	着脱の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
	洗身・洗髪	自力で洗身から洗髪までできる	洗身もしくは洗髪に何らかの手助けが必要	全くできない	洗身もしくは洗髪の際できない所を介助している	全くできないので全部介助している	介護者の必要がない	
環境 整備	居室	自力で居室を整備できる	居室整備に何らかの手助けが必要	全くできない	一人で居室環境整備が不十分である	一人で居室環境整備が不十分である	介護者の必要がない	
	食卓	自力で食卓環境を整備できる	食卓等整備に何らかの手助けが必要	全くできない	一人で食卓整備が不十分である	一人で食卓整備が不十分である	介護者の必要がない	
	トイレ	自力で排泄環境を整備できる	排泄整備に何らかの手助けが必要	全くできない	一人で排泄環境が不十分である	一人で排泄環境が不十分である	介護者の必要がない	
	浴室	自力で入浴環境を整備できる	浴室整備に何らかの手助けが必要	全くできない	一人で入浴環境が不十分である	一人で入浴環境が不十分である	介護者の必要がない	
心理	理解	現在の自分・他者を理解できる	時間・場所等がわからない時がある	全く理解していない	時々現在を理解させないといけない	全く理解してくれない	介護者の必要がない	
	指示	他者の指示を受け入れられる	他者の指示がわからない時がある	全く指示がわからない	時々他者の指示を理解させなければならない	全く指示しても通じない	介護者の必要がない	
行動 障害Ⅰ	徘徊・幻視・幻聴・感情異常・昼夜逆転・奇声・暴力・抵抗・火不始末・不潔	なし	時々ある	目がはなせない	時々介助する	常時介助する	介護者の必要がない	
	自傷・異食・性迷惑・短期記憶障害	なし	時々ある	目がはなせない	時々介助する	常時介助する	介護者の必要がない	
行動 障害Ⅱ	自閉	なし	時々ある	目がはなせない	時々介助する	常時介助する	介護者の必要がない	

		利用者										介護者・社会資源									
		自立			部分自立			全介助				部分介護				全面介護			無		
		2・3		4・5	2・3		4・5	1		2・3	4・5	1		2・3	4・5	1		2・3	4・5		
		1	20	16	12	10	6	2	0	0	0	0	10	14	18	12	16	20	0	0	0
移動	離床	20	16	12	10	6	2	0	0	0	0	0	10	14	18	12	16	20	0	0	0
	食卓移動	20	16	12	10	6	2	0	0	0	0	0	10	14	18	12	16	20	0	0	0
	入浴移動	20	16	12	10	6	2	0	0	0	0	0	10	14	18	12	16	20	0	0	0
	トイレ移動	20	16	12	10	6	2	0	0	0	0	0	10	14	18	12	16	20	0	0	0
	屋外移動	20	16	12	10	6	2	0	0	0	0	0	10	14	18	12	16	20	0	0	0
食事	準備・調理	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
	摂食	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
排泄	意識	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
	行為	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
身体清潔	着脱	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
	洗身・洗髪	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
環境整備	居室	25	20	15	12.5	7.5	2.5	0	0	0	0	0	12.5	17.5	22.5	15	20	25	0	0	0
	食卓	25	20	15	12.5	7.5	2.5	0	0	0	0	0	12.5	17.5	22.5	15	20	25	0	0	0
	トイレ	25	20	15	12.5	7.5	2.5	0	0	0	0	0	12.5	17.5	22.5	15	20	25	0	0	0
	浴室	25	20	15	12.5	7.5	2.5	0	0	0	0	0	12.5	17.5	22.5	15	20	25	0	0	0
心理	理解	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
	指示	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
行動障害Ⅰ	徘徊・幻視・幻聴・感情異常・昼夜逆転・奇声・暴力・抵抗・火不始末・不潔	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
	自傷・異食・性迷惑・短期記憶障害	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0
行動障害Ⅱ	自閉	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	25	35	45	30	40	50	0	0	0

入 所 判 定 基 準

1 入所判定基準

入所判定基準は、【別紙1】及び【別紙2】による。

2 【別紙1】について

施設は、入所希望者又は家族に対して、面接又は聞き取りの方法により、【別紙1】の21の領域について、「利用者」及び「介護者・社会資源」の区分ごとに該当する箇所を一つ選択する。

3 【別紙2】について

2により選択した箇所について、【別紙2】の配点表で点数化し、「利用者」及び「介護者・社会資源」の両区分について合計点数を出す。

4 優先度の算出及び判定について

(1)【別紙2】により算出された「利用者」の合計点数と「介護者・社会資源」の合計点数を、下記の条件に基づき優先度の判定を行い、点数が高いものを上位とする。

優先度の算出については、最初に①の条件で算出し、優先度が0点の場合は、②の条件により算出を行う。

①「介護者・社会資源」の合計点数が320点を超える場合については、超えた部分の点数を優先度の点数とする。

$$\text{優先度}(\%) = (\text{「介護者・社会資源」の合計点数} - 320) \times 1/480 \times 100$$

②「利用者」の合計点数と「介護者・社会資源」の合計点数の合計点数が400点以下の場合について、400点からその点数を差し引いた点数を優先度の点数とする。

$$\text{優先度}(\%) = (400 - \text{「利用者」の合計点数} + \text{「介護者・社会資源」の合計点数}) \times 1/480 \times 100$$

(2)優先度が同点の場合、又は、①及び②のいずれの条件においても、優先度が0点の場合は、「利用者」の合計点数が低い方を優先度が高いものとする。

介護福祉施設（特別養護老人ホーム）利用申込書

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を利用したいので下記の通り申し込みます。
 なお、この申込書において虚偽等の記載内容の場合は、申し込みを無効とされても異議ありません。

申込年月日	平成 年 月 日	旧措置者			
利用希望者ﾌﾘｶﾞﾅ		住所 〒 (-)			
施設サービス 利用希望者名	印	連絡先 〒 (-)			
		電話番号			
生年月日	○明治 ○大正 ○昭和	年 月 日	性別	○男 ○女	
住居の形態	○一戸建て ○集合住宅（平屋/ 階） ○その他（ ）				
申込者ﾌﾘｶﾞﾅ		住所 〒 (-)			
申込者名 ご家族の名前	印	連絡先 〒 (-)			
		電話番号			
本人（利用希望者）の状況					
介護認定	申請（更新・変更）中・済		保険者番号		
介護保険被保険者番号			要介護度状態	要介護 1・2・3・4・5	
介護認定の有効期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
現在ご利用されている サービス	1. 居宅サービス 2. 施設サービス 3. 医療機関（病院） 4. その他 5. 利用していない				
1. 居宅サービスの場合 デイサービス、ショートステイ、 ホームヘルプはこの欄です	種類	頻度 月・週・日 / 回			
	種類	頻度 月・週・日 / 回			
	種類	頻度 月・週・日 / 回			
	種類	頻度 月・週・日 / 回			
	種類	頻度 月・週・日 / 回			
	種類	頻度 月・週・日 / 回			
居宅介護支援事業者名					
2. 施設サービスの場合	①介護老人保健施設 （施設名 ）		利用開始年月日	平成 年 月 日	
	②介護療養型医療施設 （施設名 ）		利用開始年月日	平成 年 月 日	
3. 医療機関（病院）の場合	病院名 利用（入院）開始年月日 平成 年 月 日				
4. その他の場合 グループホーム、ケアハウス等					
加入医療保険	1. 国民健康保険（本人・家族） 2. 社会保険（本人・家族） 3. その他（ ）				
医療保険 被保険者番号	記号 番号	老人保健法医療受給者証 （老人医療証）	市町村番号 受給者番号		

身体障害者手帳 第	有・無 号	[(の 級) 障害名 [(の 級) 障害名]			
療育手帳 第	有・無 号	精神障害者保健福祉手帳 第	有・無 号	原爆手帳 受給者番号	有・無
家族の状況					
[家族構成]					
氏名		男 女	続柄	連絡先	自宅 携帯
住所					
氏名		男 女	続柄	連絡先	自宅 携帯
住所					
氏名		男 女	続柄	連絡先	自宅 携帯
住所					
介護者の有無	有・無	有る場合	氏名 氏名	続柄 続柄	(歳) 本人と同居・別居 (歳) 本人と同居・別居

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用希望先など

申込み状況	☐ 当該施設のみ申し込む
	第1希望施設 []
	☐ 第2希望施設 [] 第3希望施設 []
入所を希望する理由	☐ 介護するものがないため ☐ 介護するものが「高齢」「障害」「疾病」などにより十分な介護が困難なため ☐ 介護者が就労している事から、十分な介護が困難なため ☐ 介護者の身体的・精神的負担が大きく十分な介護が困難なため ☐ 居住環境の事情により十分な介護が困難なため ☐ 施設や病院等から退所を求められているが、自宅での介護が困難なため ☐ その他

申込み受付施設	受付年月日	平成 年 月 日 電送・その他(持参・郵送)
申し込み受付担当者名 職種: 施設長 生活相談員 ケアマネージャー その他()		
申込み受付担当者の意見(所見)等事項		
受付番号	申込み受付処理No	施設No 老施協No

平成14年12月17日(火)
(問合せ先) 保健福祉局
高齢者施設課 立石
TEL 711-4133(内)2110

福岡市特別養護老人ホーム入所指針の概要

1. 入所指針策定の背景

- (1) 介護保険制度導入後、福岡市においても、施設サービスのへの指向が高まっており、複数施設への申込や予約的な申込みも多く、特別養護老人ホームの入所申込者が急増した。この結果、これまでの申込順を原則とする入所決定方法では、入所の必要性の高い方が円滑に入所できない状況になっている。
- (2) 平成14年8月、特別養護老人ホーム入所については、介護の必要度や家族の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高い方の優先的な入所に努めるよう、国の運営基準が改正された。

2. 入所指針の目的

入所必要性の高い方が円滑に入所できるとともに、入所決定過程の透明性・公平性を確保することを主な目的としている。

3. 入所指針の特徴

- (1) 福岡市老人福祉施設協議会（会長：広田一幸油山縁寿園施設長）と福岡市で策定した。ただし、市外からの申込などを考慮し、福岡県特別養護老人ホーム入所指針（北九州市を除く県域を対象とした入所指針）と基本的に同じものとしている。
- (2) 要介護度など本人の状況や介護者等の状況、および個別の事情等を加えた総合評価の方式を採用している。
- (3) 各施設に合議制の機関（入所検討委員会）を設置して、入所決定過程の透明性と公平性を担保できるようにしている。
- (4) 各施設で作成される優先入所順位名簿は原則として6ヵ月ごと（毎年4月と10月）に見直し、入所申込者の状況の変化に対応することとしている。
- (5) 在宅監視の観点から、介護サービスの利用状況を評価の重要な項目とするとともに、在宅復帰に向けた取り組みを進めるため、在宅生活に復帰した入所者の再入所については、特例扱いを認めた。

4. 入所の決定方法

- (1) 入所希望者は、共通の申込書により各施設に申込みを行う。
- (2) 各施設は、面談調査等により、次の評価基準で総合評価（点数化）を行う。
 - ア 本人の状況……………要介護認定結果通知書に示されている要介護度及び痴呆の度合い
 - イ 介護サービス等の利用状況…居宅サービスの利用状況及び介護保険施設等への入所の状況
 - ウ 介護者等の状況……………世帯の状況や主たる介護者の年齢・疾病等の状況など介護者の状況
 - エ 特記事項……………遠距離介護や長期間にわたる介護など上記ア～ウでは評価できない個別事情
- (3) 各施設の入所検討委員会において、入所必要性の評価を行い、評価合計点数の高い順に、入所優先順位名簿を作成する。家族の介護放棄や緊急的な保護を要する場合などを除き、各施設はこの入所優先順位名簿により入所者を決定する。
- (4) 入所優先順位名簿は、入所申込者の状況の変化や新規の申込者を加えて、原則として6ヵ月ごと（4月と10月）に見直す。

5. 入所指針の導入により期待される効果

- (1) 入所基準を明確にすることにより、市民に安心感、公平感を持ってもらえる。
- (2) 入所の決定方法を申込順から、入所の必要度にするにより、入所の必要性が低い申込を抑制できる。

6. 実施時期

- ・平成15年1月1日から適用する。（各施設で入所指針による受付の開始）
- ・この入所指針実施以前に既に申込みを行っていた方は、施設から送付される申込書により、再申込みを行う。
- ・平成15年4月1日までに運用を開始する。（各施設において入所検討委員会を開催し、入所優先順位名簿による入所を開始する。）

7. 参 考

特別養護老人ホーム入所申込者数

平成12年3月末	1, 127人（旧措置待機者）
13年3月末	2, 186人
14年3月末	3, 506人
9月末	4, 594人

福岡市特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、福岡市内の特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、入所必要性の高い者が円滑に入所できることを目的とする。

2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3 入所申込みの方法及び状況把握

- (1) 施設への入所申込みは、入所申込書（様式1）によって行うものとする。
- (2) 施設は、入所申込者の状況を面談等の方法によって把握し、調査票（様式2）を作成する。

4 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所決定に係る事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員と施設外の第三者で構成するものとする。
- (3) 委員会は、入所評価基準（別表）に基づき、次のとおり入所必要性の評価を行い、入所申込者の優先順位を決定する。

ア 入所必要性の評価

評価は次の項目ごとに点数化し、評価票（様式3）に整理する。

- (ア) 本人の状況
- (イ) 介護サービス等の利用状況
- (ロ) 介護者等の状況
- (エ) 特記事項

イ 入所優先順位名簿

評価合計点数の高い順に、入所優先順位名簿（以下「名簿」という。）を作成する。名簿は毎年2回、4月1日及び10月1日現在でそれぞれ作成するものとする。

なお、委員会が必要と認めた場合は、年3回以上名簿の作成を行うものとすることができる。

- (4) 委員会は、審議の内容を議事録としてまとめ、これを2年間保管しなければならない。また、福岡市又は福岡県から求めがあった場合には、上記の議事録を提出しなければならない。
- (5) 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 入所者の決定

- (1) 施設は、委員会が作成した名簿により入所者を決定する。
- (2) 入所申込者が次のア又はイに該当する場合は、委員会は名簿によらず、入所を決定すること

ができる。

ア 緊急性

(ア)介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要する場合

(イ)災害時

(ウ)在宅復帰、又は長期入院した者について再入所が必要と認められる場合

(エ)その他、特段の緊急性が認められる場合

イ 老人福祉法第11条に定める措置委託による場合

(3)施設は、ア、イ又はウに該当する場合は、入所優先順位を変更することができる。この場合は次の委員会に報告し、承認を得なければならない。

ア 部屋単位の男女別構成により入所が困難な場合

イ 痴呆専門床等ベッドの特性により入所が困難な場合

ウ その他、適切な処遇の確保ができない恐れのある場合

(4)入所申込者が自己都合（入院等やむを得ない場合を除く。）により入所を辞退した場合は、名簿から削除する。

なお、名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて申込手続きを行わなければならない。

6 適正運用

(1)施設は、この入所指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

(2)施設は、申込者及び家族等に対して入所優先順位決定方法等について十分に説明を行わなければならない。

(3)福岡市は、この入所指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

7 その他

(1)旧措置待機者（要介護1以上の者に限る。）で入所を希望する者は、入所指針に従って入所申込みを行い、名簿の上位に置くこととする。但し、入所が可能になったにもかかわらず入所を辞退した場合は、以後、旧措置待機者として取り扱わない。

(2)この入所指針は、必要に応じて見直すものとする。

(3)この入所指針は、平成15年1月1日から適用する。施設は、その運用を平成15年4月1日までに開始するものとする。

特別養護老人ホームの入所評価基準

I 本人の状況		
①要介護度		
要介護5		30点
要介護4		25点
要介護3		20点
要介護2		15点
要介護1		10点
②痴呆度（要介護1～3を加算対象とする）	問題行動がほぼ毎日ある	10点
	週1～2回程度ある	5点
II 介護サービス等の利用状況		
①在宅の場合		
居宅サービス利用状況（注1）		
6割以上		15点
4割以上6割未満		10点
4割未満		5点
②介護老人保健施設、病院等に入所している場合（注2）		5点
III 介護者等の状況		
①単身世帯で介護者がいない場合		35点
②上記以外の場合		
ア 世帯の状況		
単身者		7点
高齢者のみ世帯		4点
上記以外		1点
イ 主たる介護者の年齢		
75歳以上		7点
65歳以上75歳未満		4点
65歳未満		1点
ウ 主たる介護者の障害や疾病のため（注3）		
介護困難		7点
介護多少困難		4点
介護可能		1点
エ 主たる介護者が複数介護・育児・就労している		5点
オ 他の家族・近隣者等の介護支援（注4）		
介護支援なし		7点
介護支援が随時あり		4点
介護支援が常時あり		1点
IV 特記事項		
①入所判定委員会の判断による加点（注5）		20点

（注1）居宅サービスの利用率については、居宅サービス（訪問介護・訪問看護・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション）の要介護1～5の区分支給限度基準額の合計を5で除した数値で算出する。

（注2）該当する施設等は、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・養護老人ホーム・グループホーム等とする。

介護老人ホーム及び有料老人ホームの入所者は「①在宅」の場合を適用する。但し、特定施設入所者生活介護の利用者は「②介護老人保健施設や病院等に入所している場合」を適用する。

（注3）主たる介護者の障害や疾病については、要支援以上の状態である場合も考慮する。

（注4）「常時あり」は週4日程度以上、「随時あり」は週1～3日程度を目安とし、1日あたりの目安が2時間以上又は頻回以上とする。

（注5）特記事項による加点は、1項目5点で、4項目を上限とする。

《特記事項により加点事例》

- ・家族等の介護拒否
- ・遠距離介護
- ・長期間に渡る介護
- ・施設などに入所しており、退所を迫られている場合
- ・入所の待機期間（但し、平成15年度のみ経過措置）
- ・住環境が適していないため、十分な介護が困難な場合
- ・経済的理由により居宅サービスの利用率が点数に反映されない場合
- ・在宅での医療的処置が必要な場合
- ・点数化では評価できない痴呆等
- ・その他

入 所 申 込 書

申込年月日		平成 年 月 日		受付番号	
入 所 申 込 者	フリガナ			明治・大正・昭和	
	氏名	生年月日		年 月 日 (歳)	性別 男・女
	住 所	郵便番号(-)		電話番号	()
	連絡先	郵便番号(-)		電話番号	()
	介護認定	申請(更新・変更)中・済		被保険者番号	
	要介護度	1・2・3・4・5		認定の有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	現在の住居	☐ 自宅 ☐ 老人保健施設 ☐ 療養型医療施設(介護保険) ☐ 一般病院(医療保険) ☐ 養護老人ホーム ☐ 軽費老人ホーム ☐ ケアハウス ☐ グループホーム ☐ 生活支援ハウス ☐ 特別養護老人ホーム ☐ その他() 平成 年 月頃より 施設名 []			
家 族 ・ 申 込 者	フリガナ				
	氏名	続柄		備考	
	住所	郵便番号(-)		電話番号	()
	連絡先1	郵便番号(-)		電話番号	()
居 宅 介 護 支 援 事 業 者	連絡先2	郵便番号(-)		電話番号	()
	事業所名			事業者番号	
	住 所	郵便番号(-)		電話番号	()
	フリガナ	担当者名		備考	
他 施 設 の 申 込 状 況	施設名1			申込予定・済 (申込時期 年 月頃)	
	施設名2			申込予定・済 (申込時期 年 月頃)	
	施設名3			申込予定・済 (申込時期 年 月頃)	
入所希望時期		☐ 今すぐ入所したい ☐ 平成 年 月頃入所したい			

【説明確認及び同意書】

次の事項について施設から説明を受けました。

- ・入所申込から契約までの必要な手続及び入所にあたっての注意事項についての説明。
- ・入所申込者の入所優先順位決定方法についての説明。
- ・入所優先順位の見直しについての説明。
- ・申込書の内容に変化があった場合は、施設に連絡することについての説明。

入所が可能になったにもかかわらず、自己都合により入所を辞退した場合は、入所優先順位名簿から削除されることに同意します。
 優先入所制度の適正な適用のため、この申込書及び調査票の内容を行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。

上記に記入している申込み書(予定)の特別養護老人ホーム間でこの申込書の内容及び調査票の内容を提供することに同意します。

平成 年 月 日

氏名

印(続柄)

施設 記入	担当者名			職 種	施設長・相談員・ケアマネ・その他()
	備 考				

調 査 票

調査年月日	平成 年 月 日	受付番号				
フリガナ		男・女	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日(歳)		
入所申込者名						
本人の 状況	介護認定	申請(更新・変更)中・済		被保険者番号		
	要介護度	1・2・3・4・5		痴呆の問題行動		
	認定有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		ほぼ毎日・週1~2回程度・なし		
	身体障害者手帳・原簿手帳等の有無			有()・無		
介護サ ービス等 の利用状況	現在の 住居	☐ 養護老人ホーム ☐ 軽費老人ホーム ☐ ケアハウス ☐ グループホーム ☐ 生活支援ハウス ☐ 一般病院 ☐ その他() 平成 年 月頃 より入所・入院中 施設名				
	居宅介護	☐ 訪問介護 単位	☐ 通所介護 単位			
	サービス 利用状況	☐ 訪問入浴介護 単位	☐ 通所リハ 単位			
		☐ 訪問看護 単位	☐ 短期入所生活介護 単位			
		☐ 訪問リハ 単位	☐ 短期入所療養介護 単位			
	上記 合計	単位 ÷ 25,848 × 10 = 割				
介護者等 の状況	介護者1	フリガナ			家族の構成	
		氏名				同居・別居
		続柄	年齢	歳		
		住所				
	介護者2	フリガナ				
		氏名				同居・別居
		続柄	年齢	歳		
		住所				
	介護者の障害・疾病等		☐ 介護困難 ☐ 介護多少困難 ☐ 介護可能			
	複数介護・育児・就労		☐ 無し ☐ 有り			
その他の介護支援		☐ ほとんど無し ☐ 随時有り ☐ 常時有り				
特 記 事 項	長期にわたる介護	☐ 理由:				
	施設等からの退所	☐ 理由:				
	介護への姿勢	☐ 理由:				
	住環境問題	☐ 理由:				
	居宅サービス利用状況	☐ 理由:				
	特に考慮すべき痴呆症状	☐ 理由:				
	在宅における医療的処置	☐ 理由:				
備 考	その他	☐ 理由: ☐ 理由:				

調査担当者名		事業所名	電話番号 ()
施設受付担当者名		職種	施設長 生活相談員 ケアマネ その他()

評 価 票

被保険者番号				受付番号			
フリガナ				明治・大正・昭和			
入所申込者		男・女		生年月日		年 月 日	
入 所 判 定 基 準		点 数					
		1回目 年 月	2回目 年 月	3回目 年 月	4回目 年 月	5回目 年 月	6回目 年 月
本人の 状況	要介護度	点	点	点	点	点	点
	問題行動	点	点	点	点	点	点
介護の 必要性	① 居宅サービス利用量	点	点	点	点	点	点
	② 施設・病院に入所・入院	点	点	点	点	点	点
介護者等 の状況	① 単身世帯で介護者なし	点	点	点	点	点	点
	② ①以外						
	世帯の状況	点	点	点	点	点	点
	主たる介護者の年齢	点	点	点	点	点	点
	介護者の障害・疾病等	点	点	点	点	点	点
	複数介護・育児・就労	点	点	点	点	点	点
	その他の介護支援	点	点	点	点	点	点
特記事項	チェック項目						
	長期にわたる介護						
	施設等からの退所						
	介護への姿勢						
	住環境問題						
	居宅サービス利用状況						
	特に考慮すべき痴呆症状						
	在宅における医療的処置						
その他							
特記事項 小計		点	点	点	点	点	点
合 計		点	点	点	点	点	点

備 考	1回目	
	2回目	
	3回目	
	4回目	
	5回目	
	6回目	